CASH RADAR PB システム［給与］控除項目計算式

【控除項目】

<table>
<tr><th>項目 No</th><th>項目名</th><th>計算方法</th></tr>
<tr><td>1</td><td>健康保険</td><td rowspan="3">［給与］
標準報酬月額*1　×　本人負担分の料率*2

［賞与］
標準賞与額*3　×　本人負担分の料率*2</td></tr>
<tr><td>2</td><td>厚生年金</td></tr>
<tr><td>3</td><td>厚生年金基金</td></tr>
<tr><td colspan="3">*1：社会保険料額表の「標準報酬月額」に基づいて設定された『社員設定_社会保険』（社会保険一覧）の「健保月額」「厚年月額」です
*2：社会保険料額表の「本人」欄の保険料率です。
*3：『会社設定_支給項目設定』で［計算対象：社会保険＝固定・非固定］と設定されている支給項目の支給額合計から1,000 円未満を切り捨てた額です。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>雇用保険</td><td>賃金額*1　×　本人負担分の料率*2</td></tr>
<tr><td colspan="3">*1：『会社設定_支給項目設定』で［計算対象：労働保険＝対象］と設定されている支給項目の支給額合計です。
*2：雇用保険料率の「本人」欄の保険料率です。端数処理は『事業所情報_社会保険情報』の雇用保険端数処理の設定により求めます。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>所得税</td><td>［給与：甲表］
電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法＝「電算式」を採用
※ 国税庁［令和 8 年分源泉徴収税額表］P18 掲載

課税給与所得金額＝課税対象額－給与所得控除額（表１）－各種控除額（表２＆３）
<u>所得税</u>＝課税給与所得金額　×　税率（表４）－　控除額（表４）

別表第 1
<table>
<tr><th>課税対象額以上</th><th>課税対象額以下</th><th>給与所得控除の額</th></tr>
<tr><td>－　円</td><td>158,333 円</td><td>54,167 円</td></tr>
<tr><td>158,334 円</td><td>299,999 円</td><td>課税対象額×30% +6,667 円</td></tr>
<tr><td>300,000 円</td><td>549,999 円</td><td>課税対象額×20% +36,667 円</td></tr>
<tr><td>550,000 円</td><td>708,330 円</td><td>課税対象額×10% +91,667 円</td></tr>
<tr><td>708,331 円以上</td><td></td><td>162,500 円</td></tr>
</table>
*給与所得控除の額に 1 円未満の端数があるときは切り上げた額を給与所得控除の額とします。

別表第 2
<table>
<tr><td>配偶者(特別)控除の額</td><td>31,667 円</td></tr>
<tr><td>扶養控除の額又は特定親族特別控除の額</td><td>31,667 円×源泉控除対象親族の数</td></tr>
<tr><td>基礎控除の額</td><td>（別表第 3 へ）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

CASH RADAR PB システム［給与］控除項目計算式

【控除項目】

別表第 3

課税対象額以上	課税対象額以下	基礎控除の額
ー　円	2,120,833 円	48,334 円
2,120,834 円	2,162,499 円	40,000 円
2,162,500 円	2,204,166 円	26,667 円
2,204,167 円	2,245,833 円	13,334 円
2,245,834 円以上		0 円

別表第 4

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 以下	税額の算式
ー　円	162,500 円	課税所得金額×5.105%ー0 円
162,501 円	275,000 円	課税所得金額×10.210%ー8,296 円
275,001 円	579,166 円	課税所得金額×20.420%ー36,374 円
579,167 円	750,000 円	課税所得金額×23.483%ー54,113 円
750,001 円	1,500,000 円	課税所得金額×33.693%ー130,688 円
1,500,001 円	3,333,333 円	課税所得金額×40.840%ー237,893 円
3,333,334 円以上		課税所得金額×45.945%ー408.061 円

*税額に 10 円未満の端数があるときは、四捨五入した額をもって求める税額とします。

［給与：乙表］

課税対象額をもとに「給与所得の源泉徴収税額表：月額表乙欄」から算出します。

［給与：丙表］

計算しません。給与データ入力で直接入力を行ってください。

※賞与の所得税（甲・乙共通）

賞与支給日の前月の給与の社会保険料控除後の給与額をもとに、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」から算出します。

（【メンテナンス_給与情報_所得税賞与テーブル】を参照ください。）

6	住民税	『社員情報設定_住民税』（住民税一覧）で登録された各月の金額を表示します。 *『会社設定_住民税』で 6 月分の住民税（新しい住民税）を本年何回目の給与から控除するのかを設定します。
自動付番	分類：回数控除	回数×回数控除の単価*1

*1：給与データ入力の控除単価情報欄で設定します。初回入力した単価を翌月以降自動表示します。

*2：『会社設定_支給控除項目』で 1 円未満の端数処理の設定を行います。（[端数処理＝四捨五入・切り上げ・切り捨て]）